○農林水産省告示第八百七十五号

米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）第三条第一項の規定に基づき、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針を次のように定めたので、同条第六項の規定に基づき公表する。

なお、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針（平成二十一年農林水産省告示第千百十二号）は、廃止する。

平成二十七年四月十六日

農林水産大臣　林　芳正

米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針

この基本方針は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律第三条第一項の規定に基づき、米穀の新用途への利用の促進の意義及び基本的な方向、生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項、米穀の新用途への利用の促進に関する重要事項並びに米穀の新用途への利用の促進に際し配慮すべき重要事項を定めるものである。

第一　米穀の新用途への利用の促進の意義

国際的な食料需給が、開発途上国の経済発展等の構造的な要因によりひっ迫していくと見込まれる一方、我が国の食料自給率は主要先進国で最低水準であり、食料の安定供給に対する国民の不安が発生している。

こうした中、我が国の気候風土に適した持続的な食料生産基盤である水田を維持し、これを有効活用していくことは、我が国の食料供給力の強化を図る上で極めて重要である。

現在、水田面積の約六割で主食用米の需要を賄える状況にあり、農林水産業・地域の活力創造プラン（平成二十五年十二月十日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成二十六年六月二十四日改訂）も踏まえ、水田のフル活用を図るため、水田における大豆・麦・飼料作物等の生産に加え、米粉用（米穀をピューレー状・ゼリー状に加工し、米穀以外の穀物の加工品に代替して用いる場合を含む。以下同じ。）や飼料用といった新用途の米穀の生産・利用の拡大・定着に取り組んでいく必要がある。

この取組は、食料・農業・農村基本計画（平成二十七年三月三十一日閣議決定）に掲げられた、平成三十七年において、米粉用米について十万トン・一、七万ヘクタール、飼料用米について百十万トン・十四万ヘクタールとする生産努力目標の達成に向け、中長期にわたり継続的・安定的に進めることが重要であり、国としても、引き続き継続的・安定的な支援を行うこととする。

第二　米穀の新用途への利用の促進の基本的な方向

1　生産者・製造事業者等の連携

(1)　主食用米の需給に影響を与えないようにするためにも、新用途米穀については、生産者・製造事業者・促進事業者が連携し、確実に流通・加工・消費されることが必要である。

(2)　特に、飼料用米の場合には、まとまった数量で安定的に供給できる流通ルートを確立することにより、飼料原料として相当量の利用が見込まれることから、集荷業者・団体等関係者が中心となって、流通ルートの確立に全力を挙げる必要がある。

2　競合品と競争し得る価格での供給

新用途米穀の需給規模を拡大するためには、輸入小麦・トウモロコシ等の競合原料と競争し得る価格で供給することが必要である。

3　生産・流通・加工コストの低減

(1)　新用途米穀の需給規模を拡大し、また、生産者等の所得を増大させていくためにも、コストの低減は重要であり、農林水産業・地域の活力創造プランも踏まえ、多収性品種の導入、担い手への農地の集積・集約化、生産資材費の低減、直播栽培の導入、バラ流通への転換等に積極的に取り組むことが必要である。

(2)　その際、米粉用米については、多様な用途に対応した加工技術の改良、開発及びその普及による加工コストの低減に積極的に取り組む必要がある。

(3)　また、飼料用米については、飼料原料用としての生産管理手法の導入、既存施設の機能強化・再編整備、新たな施設・機械の導入、加工の効率化等によるコストの低減に積極的に取り組む必要がある。

4　消費者ニーズ等を踏まえた商品の開発

(1)　新用途米穀の需給規模を拡大するためには、消費者・実需者に受け入れられる商品（米粉製品、飼料用米を利用した飼料、それを利用した畜産物）の開発が必要である。

(2)　その際、輸入小麦・トウモロコシ等を原材料とする商品の代替品にとどまらず、個別の実需者ニーズの把握にも努めながら、米の特性・機能性を踏まえた、より付加価値の高い商品の開発が重要である。

(3)　また、そうした商品に適した品種の導入も重要である。

第三　生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項

1　生産製造連携事業

(1)　目標及び内容

第二の「米穀の新用途への利用の促進の基本的な方向」に即して、生産・製造数量の拡大、コストの低減、消費者ニーズ等を踏まえた商品の開発等に関する目標を設定するとともに、目標達成のための整合的かつ具体的な措置を記載する。

(2)　計画期間

三年以上五年以内とする。

2　新品種育成事業

(1)　目標及び内容

収量の増加、加工適性の向上等、開発する品種の目標を設定する。

(2)　計画期間

十年以内とする。

第四　米穀の新用途への利用の促進に関する重要事項

1　生産者と実需者とのマッチング

(1)　米穀の新用途への利用の促進には、生産者の意向と実需者のニーズが合致することが必要であることから、国、地方公共団体、集荷業者・団体等関係者は、生産者と実需者とのマッチングに努める。

(2)　その際、米粉用米については、用途の多様化に伴い、特定の品種によるマッチングも必要となっていることに留意する。

(3)　また、飼料用米については、需要量の増加に伴い、複数の産地とのマッチングも必要となっていることに留意する。

2　米穀の新用途への利用の促進に関する理解の増進等

(1)　国、地方公共団体、集荷業者・団体等関係者は、実需者等に米粉の種類、米粉及びそれを利用した製品の特性・機能性、飼料用米を原材料とする飼料が畜産物に与える効果等の情報を提供するとともに、米穀の新用途への利用の促進の意義についての消費者の理解の増進に努める。

(2)　米粉用米の生産者・米粉製造事業者は、地域の催事への参画、技術講習会の開催、販売促進活動等に連携して取り組み、米粉用米を利用した製品の魅力、特徴等の消費者・食品事業者への積極的なアピールに努める。

第五　米穀の新用途への利用の促進に際し配慮すべき重要事項

1　地域の水田の有効活用

生産者は、新用途米穀の生産が大豆・麦等の本格的生産に支障を生じないよう、水田フル活用ビジョン等地域の農業振興計画との調和を図る。

2　新用途米穀の適正な流通の確保

(1)　生産者、製造事業者及び促進事業者は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号。以下「食糧法」という。）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）等の法令を遵守するとともに、特に次の措置を講じる。

ア　新用途米穀を区分するための措置

新用途向けに生産された米穀が主食用として流通することのないよう、品種や栽培地の区分、主食用米との区分管理、ふるい下米の管理等を適切に行う。

イ　帳簿等の備付け

新用途米穀及び新用途米穀加工品の取引数量に関する帳簿等を備え付ける。また、地域農業再生協議会は、帳簿等の備付けの措置状況について確認を行う。

ウ　契約書における違約金条項の記載

事業者の転売行為等を抑止するため、新用途米穀に係る売買契約書において、新用途米穀を計画に記載した用途以外に使用し、又は売却した場合の違約金条項を規定する。また、地域農業再生協議会は、違約金条項の措置状況について確認を行う。